

「地域生活支援拠点等」の取り組みには みなさんのちからが必要です！！



地域生活支援拠点等とは

障がいのある方の重度化や高齢化、「親なき後」に備えて、緊急事態のときの対応や、緊急事態にならないように事前に準備しておくことへの支援ができる体制をつくります。
地域生活支援拠点等の整備にあたっては、次の5つの機能を備えることとされています。



福山市全域のチームで 障がいのある方を支援したい

地域生活支援拠点等の機能を担う事業所の届出

まず本市と事前に協議をします。そして、運営規程に地域生活支援拠点等の機能を担う事業所であることを規定していただきます。その後、本市に届出書等を提出していただくことにより、地域生活支援拠点等事業所として登録します。

登録手続の流れ

1. 事前協議

2. 運営規程を変更

3. 届出の提出
(添付：変更後の運営規程)

4. 登録決定通知書により通知

- ◆ 拠点等事業所に位置付けられた事業所は、障がい福祉サービス等報酬において加算の算定が可能です。
- ◆ 運営規程の変更と加算の算定については、別で、変更届と給付費等算定に係る体制等に関する届出が必要です。

＼ 受け入れ先が増えれば 安心した暮らしにつながる ／

QRコードを読み取って
今すぐアクセス！！
福山市ホームページ
「地域生活支援拠点等について」



詳しくは お気軽に
お問い合わせください



お問い合わせ

◆福山市 障がい福祉課
相談支援担当
電話 084-928-1208

◆福山市障がい者基幹相談支援センター
(クローバー)
電話 084-973-0968